

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月16日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第38号

鳥取市特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取市特別医療費助成条例（昭和48年鳥取市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び第3号中「第55条第1項又は第2項」を「第55条第1項若しくは第2項又は第55条の2第1項」に改める。

第3条第2項第1号中「第5条第22項」を「第5条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。